

阿久根市訓令第 9 号

阿久根市非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 6 月 30 日

阿久根市長 西 平 良 将

阿久根市非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を
改正する訓令

阿久根市非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和 2 年阿久根市訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

第24条第 1 項第 2 号中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。